

事業を、つなぐ。

事業承継 ハンドブック



次世代へつなぐ準備できていますか？

静岡県事業承継・引継ぎ支援センター
静岡県事業承継ネットワーク事務局

会社や事業の将来のためにできること

会社の将来を考えるためには、
まず「会社のいま」を見つめ直すところから。
経営の「見える化」や会社の「磨き上げ」、
そして「事業承継」により、魅力あふれ、
長く継続する会社や事業を
築いていくことができます。

会社・事業の将来

事業承継

会社の強みを引継ぎ、
円滑にバトンタッチ

会社の「磨き上げ」

経営のスリム化、本業の
競争力アップ、経営体制
の見直し

経営の「見える化」

客観的な財務状況、目に
見えない強みの洗い出し

会社の今

事業承継に向けた準備の
認識



これからの準備
今すぐ始めないと
いけないな！



会社や事業の将来に 何かお悩みはありますか。

会社の10年後を考え、
現在とのギャップを埋めるために、
必要な取組をさっそく始めましょう。

| | |
|--|-------|
| 1. 事業承継に向けた準備の進め方 | P. 1 |
| (1) 事業承継の現状 | P. 1 |
| (2) 自己診断チェックシート | P. 2 |
| (3) 事業承継対策をしないとどうなるのですか | P. 4 |
| 2. 事業承継の手引き | P. 5 |
| (1) 事業承継に向けた5つのステップ | P. 5 |
| ステップ1 事業承継に向けた準備の必要性の認識 | P. 6 |
| ステップ2 経営状況・経営課題の把握(経営の見える化) | P. 8 |
| ステップ3 事業承継に向けた経営改善(会社の磨き上げ) | P. 9 |
| ステップ4-1 親族内・従業員承継に向けた事業承継計画の策定 | P. 10 |
| 事業承継計画記入例(P.11) | |
| ステップ4-2 社外への引継ぎ(M&A等のマッチング) | P. 12 |
| 静岡県後継者人材バンクの活用(P.13) | |
| ステップ5 事業承継・M&A等の実行 | P. 13 |
| (2) 静岡県事業承継ネットワークによる支援活動 | P. 14 |
| 3. 中小企業の事業承継をサポートする制度 | P. 15 |
| (1) 経営承継円滑化法 | P. 15 |
| (2) ガバナンス体制整備支援 | P. 17 |
| 4. Q&A | P. 18 |
| 静岡県事業承継ネットワーク構成機関 | P. 19 |

1. 事業承継に向けた準備の進め方



(1) 事業承継の現状

①

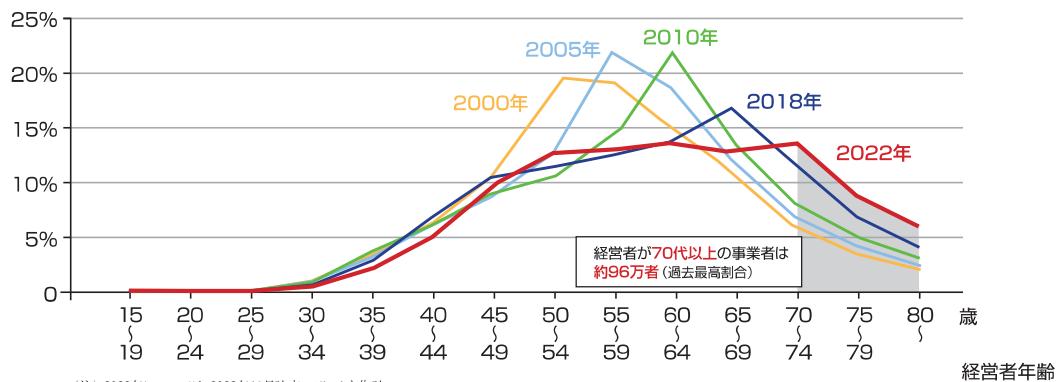
経営者の高齢化

延び続ける中小企業の経営者年齢

経営者年齢のピークは、2000年に50～54歳であったのに対して、2022年には50～74歳までの幅広い年齢に分散傾向が見られ、経営者が70代以上の事業者（約96万者）の割合は過去最高（約30%）となるなど、高齢化は引き続き進展しており、後継者への引継ぎは喫緊の課題といえます。

中小企業がこれまでの経営基盤を損なわないように、事業承継に向けた取組をスムーズに進めることが、経営者と後継者のみならず、日本のこれからを左右する重要な課題なのです。

中小企業の経営者年齢の変化



(注) 2022年については、2022年11月時点のデータを集計
(出典) 中小企業白書(2023)、(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工

②

事業承継への取り組みを先送りしている

事業承継には5年から10年もかかる

会社としてこれからも存続できるにも関わらず、事業承継の進め方、実情に対する認識が不足しており、事業承継への着手を先送りしたために後継者を確保できなかったというケースもあります。後継者の育成期間を含めれば、事業承継には5年～10年を要するものと考えられます。

事業承継を先送りしてしまう背景

01

日々の経営で精一杯

02

何から始めればよいか
わからない

03

誰に相談すればよいか
わからない



事業承継の準備状況(年齢別)



資料:(株)帝国データバンク「中小企業における事業承継に関するアンケートヒアリング調査」(2016年2月)再編加工

(2)事業承継自己診断チェックシート



Q.1

事業承継計画を策定し、中長期的な目標やビジョンを設定して経営を行っていますか？

はい・いいえ

Q.2

経営上の悩みや課題について、身近に相談できる専門家はいますか？

はい・いいえ

【以下のなかから、当てはまる設問へお進みください】

- ・私には後継者がいる（子ども、親族、従業員）★へ
- ・私には後継者にしたい候補がいる（子ども、親族、従業員）Q.6～Q.7へ
- ・私には後継者がいないQ.8～Q.9へ

★後継者に対し将来会社を託すことを明確に伝え、「はい」.....Q.3～Q.5へ
後継者として事業を引き継ぐ意思を確認しましたか？ 「いいえ」.....Q.6～Q.7へ

Q.3

後継者に対する教育・育成、人脈や技術などの引継ぎ等の具体的な準備を進めていますか？

はい・いいえ

Q.4

役員や従業員、取引先など社外の関係者の理解や協力が得られるように取り組んでいますか？

はい・いいえ

Q.5

法務面や税務面、資金面などについて将来の承継を見据えた対策を進めていますか？

はい・いいえ

Q.6

後継者の正式決定や育成、ご自身の退任時期の決定など、計画的な事業承継を進めるために必要な準備期間は十分にありますか？

はい・いいえ

Q.7

後継者候補に承継の意思について打診をする時期や、ご自分がまだ打診をしていない理由は明確ですか？（候補者が若く、打診するには早すぎる等）

はい・いいえ

Q.8

第三者に事業を引き継ぐ場合（企業売却・事業譲渡等）の相手先の候補はありますか？

はい・いいえ

Q.9

企業売却・事業譲渡等の進め方についてご存知ですか？

はい・いいえ

事業承継自己診断チェックシート 診断結果

Q1 Q2 で、1つ以上「いいえ」と回答した方

事業承継を円滑に進めるには長い時間を要します。早期着手の重要性を理解し、事業承継に向けて現状の把握を進めましょう。

Q3 Q4 Q5 で、1つ以上「いいえ」と回答した方

円滑に事業承継を進めていくために、事業承継計画の策定による計画的な取組が求められます。

Q6 Q7 で、1つ以上「いいえ」と回答した方

企業の存続に向けて、具体的に事業承継についての課題の整理や方向性の検討を行う必要があります。

Q8 Q9 で、1つ以上「いいえ」と回答した方

「静岡県事業承継・引継ぎ支援センター」にご相談ください。



「プレ承継」対策テスト

事業承継に向けた準備はOK？

合計 点／100点

事業承継を実施する準備「プレ承継」で経営者が取り組むべき具体的なアクションについて実施状況を採点します。各問10点。合計80点以上を目指しましょう。

●経営の「見える化」

- 問1 経営の状況と課題を把握してこれからの経営方針を定めている。
- 問2 税理士などの専門家や金融機関などから財務諸表に基づいた経営上のアドバイスを受けている。
- 問3 「中小会計要領」など会計制度を活用している。
- 問4 ローカルベンチマークなどの経営分析ツールを使ったことがある。
- 問5 会社の持つ知的財産を列挙したり、価値を考えたことがある。

合計 点／50点

※30点以下 の場合は、P8をチェックして行動を開始しましょう。



●会社の「磨き上げ」

- 問1 過度な負債の解消、事業に不必要的資産の処分など経営のスリム化を進めている。
- 問2 税金対策に偏らず、金融機関や取引先など第三者からみた企業価値を意識した経営体質の健全化を進めている。
- 問3 事業の品質向上、コストダウンなど競争力向上を進めている。
- 問4 事業上のトラブル、訴訟問題などの解消を進めている。
- 問5 業務が効率よく流れるように組織体制の整備を行っている。

合計 点／50点

※30点以下 の場合は、P9をチェックして行動を開始しましょう。

(3) 事業承継対策をしないとどうなるのですか?

事例1：事業承継の準備が不十分なため、企業の存続すら危ぶまれる事態に陥った



創業者 Aさん

金属加工業X社の創業者68歳です。
3年前から健康を害しています。



後継者 Bさん

後継者35歳。
大学卒業後、金属加工業Y社に
10年間勤務しました。

- ・創業者Aの健康状態が良くないため事業承継を考慮し3年前にX社に就職しました。後継者Bは3年間、工場での経験しかなく部長職で役員には就いていませんでした。
- ・そんな中、創業者Aが死亡しました。
- ・創業者Aはワンマン経営者で営業、財務は一人で行っていました。
- ・後継者Bは工場での経験があり技術は習得していましたが、営業、財務の経験はありませんでした。
- ・後継者Bは社長就任後、不採算の受注や従来よりも納期の長い受注を行ったため資金繰りが悪化しました。

ポイント

- ・親族内に後継者候補がいる場合でも、数年かけて早めに会社の主要部門を経験させる必要があります。
- ・後継者は役員に就任させステークホルダー（利害関係者）に知らしめることが必要です。

事例2：相続資産を子供に平等に相続させたため、後継者の経営権の確保が困難となり事業運営に支障が生じた



創業者 Cさん

Z社創業者。
機械部品製造業。一昨年他界。



後継者 Dさん

Cの長男、
現在Z社代表取締役。



Eさん

Cの次男、現在他社勤務。
Z社には関わっていない。

Fさん

Cの長女（末っ子）、既婚。
Z社には関わっていない。

- ・創業者Cは生前、子供に対する配慮から、資産（株式30%ずつ）を平等に相続させた。
- ・長女Fは自身の配偶者の勧めにより、相続した株式の買い取り請求をZ社に要求してきた。
- ・しかし現在Z社には株式を買い取る資金的余裕がないため保留している。
- ・そのため、後継者Dが保有する株式の議決権が30%しかないことで、重要な議決事項に株主の賛成が得づらくなった。
- ・それにより会社運営に支障が出てしまった。

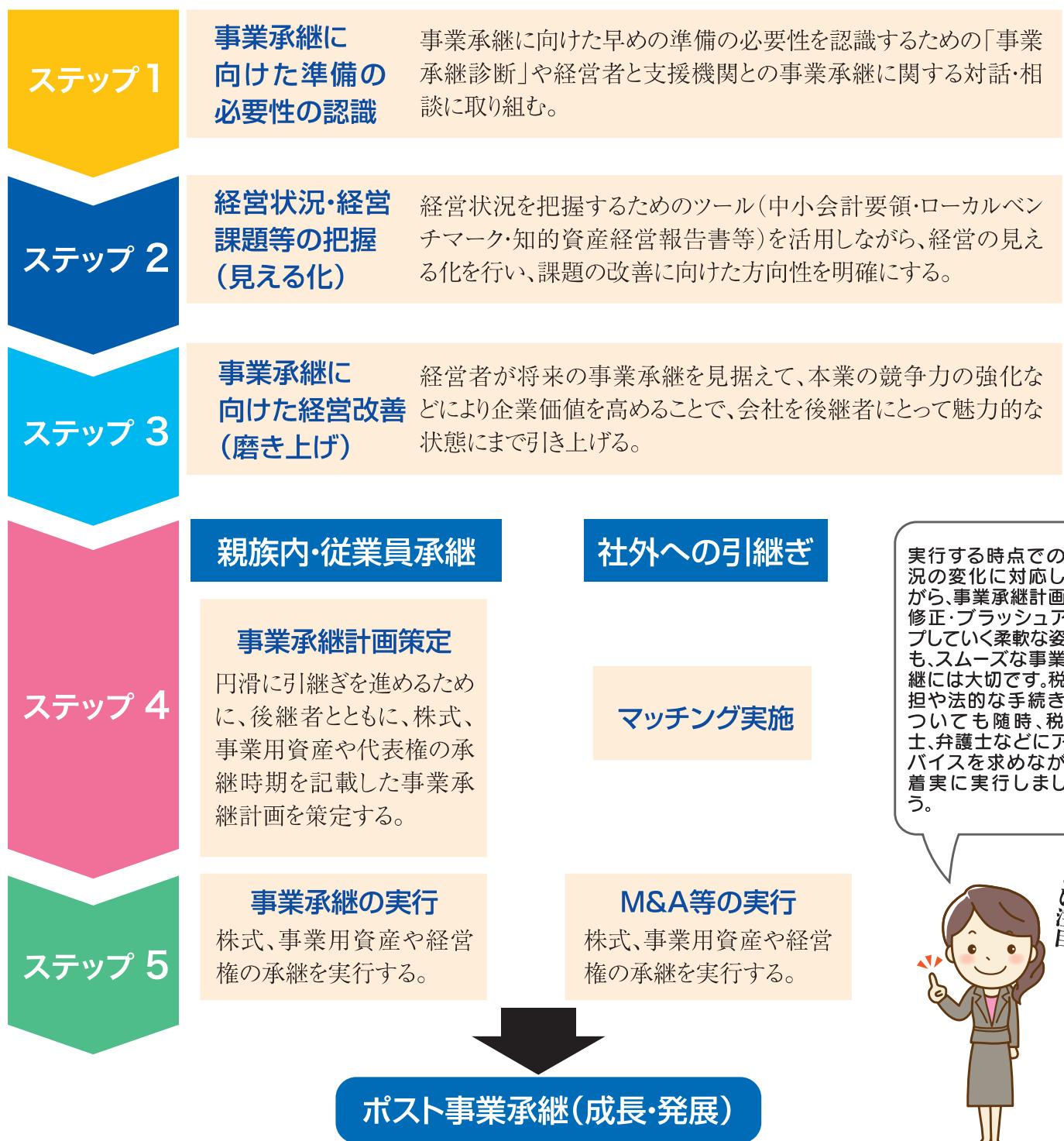
ポイント

- ・事前に株式の集約や、属人的株式や種類株式などで議決権の集約をしておくべきです。

2. 事業承継の手引き



(1) 事業承継の準備から計画の策定、実行まで5つのステップ



ポイント 早めに準備を進めるメリット

事業承継の準備を早めにスタートするメリットの一つは、事業を承継できる体制を早い段階で整えることで、会社の業績、市場の動向を踏まえてベストのタイミングで事業承継を実行に移されることです。また、後継者の手腕、適性をじっくり見極めることもできます。

ステップ1

事業承継にむけた準備の必要性の認識

◆◆◆◆◆ 後継者に託す3つの要素 ◆◆◆◆◆

これからも円滑に事業を運営していくためには、経営者がこれまで培ってきたあらゆる経営資源を後継者に承継することが必要です。承継する経営資源は、大きく「人（経営）」、「資産」、「知的資産」の3つの要素から構成されます。

後継者の育成には
5年～10年ほど
かかることも。

人（経営）



- ・経営権
- ・創業者の設立趣意や信条
- ・現経営者の想いの伝承
- ・後継者の選定
- ・後継者教育

経営者の
個人資産について
会社との関係を
整理する。

資産

- ・株式
- ・事業用資産（設備・不動産等）
- ・資金（運転資金・借入金等）
- ・許認可



知的資産

- ・経営理念（の共有）
- ・経営者の信用
- ・取引先との人脈
- ・従業員の技術・ノウハウ
- ・顧客情報



アクション

1

人（経営）

経営者としての 自覚を育てる

経営者、後継者の対話を
通じた経営理念の承継や、
現場から経営まで幅広い
経験を通じた後継者教育。

アクション

2

資産

後継者に引き継ぐ 資産を整理

経営者の個人資産や負債、
保証関係も含め、いつど
のように後継者に引き継
ぐか検討する。

アクション

3

知的資産

会社の見えない 強みも承継

後継者との対話を通じて、
従業員や取引先との信頼
関係も引き継いで、円滑
に事業承継。

会社の経営を誰に託すか

後継者の選定は、事業承継の第一歩です。選定にあたっては、経営者が一人で候補者の見当をつけておくだけでは足りません。事業承継は後継者候補にとっても人生に大きな影響を与える選択となります。後継者とコミュニケーションを図りながら、事業承継への同意を得た上で次期経営者として必要な育成を進めます。

また、後継者が社内では確保できない場合の事業承継として、企業や個人などの第三者に事業を譲渡するM&Aという選択肢もあります。

■ 事業承継の3つの類型

① 親族への承継

② 役員・従業員への承継

③ 社外への引継ぎ
(M&Aなど)

① 親族への承継

できるだけ早い段階から、経営者と後継者の二人三脚で、事業承継に向けた取組を始めましょう。経営者の想い、経営理念を共有することが重要です。子や親族への事業承継は、会社の所有と経営を一体的に引き継ぎやすいため、早期の取組によりスムーズな事業承継が期待できます。

② 役員・従業員への承継

従業員が後継者となる場合、経営者に近い場所で経営に関与してきた、いわゆる「番頭さん」にバトンタッチするケースが多いです。

役員・従業員への承継のメリット

①後継者を能力
本位で選べる

②後継者は過去に
とらわれにくい

③従業員が仕事に励む
インセンティブになる

③ 社外への引継ぎ(M&Aなど)

後継者がいない場合は「社外への引継ぎ」を検討する

後継者を確保できない場合、他の企業や個人といった第三者に引き継ぐ方法(M&A等)があります。現在、中小企業者のM&A等が増えています。

社外への引継ぎ(M&Aなど)のメリット

①後継者を広く外部に
求められる

②従業員の雇用や取引先
との関係を継続できる

③経営者のリタイア後の
生活資金を確保できる

④譲渡したお金で会社
の債務を精算できる

⑤事業の譲り受け先と一緒にすることで事業の発展が期待
できる(シナジー効果)

事業承継の必要性を認識したら、まずはご相談を。

どんな些細なことでも、お近くの支援機関(商工会議所、商工会、金融機関など)へお気軽にご相談ください。
相談は無料です!

まずは会社の現状を把握しましょう

未来に向けて経営方針を定める必要があります。その最初の一歩は、会社の経営状況を把握することです。事業をこれからも維持・成長させていくために、利益を確保できる仕組みになっているか、商品やサービスの内容は他社と比べて競争力を持っているなどを点検しましょう。

事業の見える化のメリット

事業の将来性の分析や会社の経営体質の確認を行い、会社の強み・弱みを再確認。これにより**取り組むべき課題**を洗い出す。

資産の見える化のメリット

経営者の個人資産について会社との貸借関係などを確認する。後継者に残せる経営資源を明確にできれば、**後継者の不安も解消される**。

財務の見える化のメリット

適切な会計処理を通じて、客観的な財務状況を明らかにする。これにより**銀行や取引先からの信用度も上がり**、資金調達・取引の円滑化にもつながる。

目には見えない自社の強みを再確認

将来にわたって事業を継続、発展させていくためには、会社の財務状況の改善をはじめとする経営体質の強化を進め、限られた経営資源を効果的に活用して本業の競争力を高めていくことが重要です。商品やブランドイメージ、知的財産権や営業上のノウハウなどの目に見えない強み(知的資産)が、会社の競争力を支えていると言っても過言ではありません。

目に見えない強み(知的資産)を活かした経営体質の強化

優秀な人材を確保する企業ブランド

事業に対する志、目的意識や能力を持った人材を登用できる。

優良な顧客を抱えている強み

売上に関しても確度の高い見通しが立てられる。

法令遵守体制による社会的信用の確立

新しい取引先の拡大、資金調達もスムーズに。

情報・ノウハウの全社的共有で安定したサービスの提供

特定のスタッフに依存しない、切れ目のないクライアント対応を可能に。

経営目標の全社的共有でチームワークが向上

中長期的な経営目標を全社的に共有。各部署の具体的な目標設定、従業員の目的意識も明確に。



ステップ 3

事業承継に向けた経営改善「磨き上げ」

企業価値の高い魅力的な会社とは、どのようなものでしょうか。一つは、他社に負けない「強み」を持った会社。もう一つは、業務の流れに無駄がない、効率的な組織体制を持った会社です。

自社が強みを有する分野の業務を拡大していくとともに、各部署の権限、役割を明確にして業務がスムーズに進行する事業の運営体制を整備しましょう。

経営改善(磨き上げ)の効果

競争力アップで磨き上げ

本業の磨き上げで競争力を伸ばす
業務フローの見直し、経費の削減などコストマネジメントを徹底し、商品・サービスの競争力を高める。

運営体制の整理で磨き上げ

組織の磨き上げでガバナンスを向上する
事業の実態に即して組織体制を再構築する。社内の風通しを良くして社員のモチベーションを向上させる。

磨き上げのサポート窓口・計画策定支援

◎経営全般の相談

経営改善(借入金負担の課題)をはじめ、売上拡大、生産性向上、現場改善および事業承継など、無料で経営全般の相談に対応しています。

お問合せ先⇒静岡県よろず支援拠点(国が全国に設置する無料の経営相談所)

TEL 054-253-5117 URL <https://www.shizuoka-yorozu.go.jp/>

◎早期経営改善計画策定支援

経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けて経営改善計画を策定する費用(伴走支援費用も含む)を補助する制度(補助率3分の2、最大25万円)を実施しています。

お問合せ先⇒静岡県中小企業活性化協議会(経営改善支援担当)

(経済産業省(中小企業庁)補助事業)

TEL 054-275-1880 URL <https://www.shizuoka-cci.or.jp/kaizen>



事業承継の具体的な進め方を定めた計画を策定する

自社を取り巻く状況を踏まえて、事業承継を着実に進めていくために、具体的な「事業承継計画」を策定します。事業承継計画は、経営者が一人だけで考えるものではありません。後継者や親族などと一緒に、取引先や従業員、金融機関等との関係などを考慮しながら、策定します。

中長期的な経営方針や目標を設定する

事業承継計画では、自社の中長期的な経営方針、方向性、目標などを設定しながら、その中に事業承継の行動計画を盛り込んでいきます。

事業承継後に事業運営を担うのは後継者ですので、後継者抜きの計画策定は基本的にありえません。後継者が実行できる取組まで事業承継後の目標として織り込むことができれば、経営者交代があっても、切れ目のない一貫した事業展開が期待できます。

■ 会社の10年後を見据えて事業承継計画を策定

10年先の経営方針

- 事業の維持・拡大
- 新事業に挑戦
- 必要な設備投資計画
- 事業領域を堅守する
- 組織体制の在り方
- 売上や利益、シェア



事業承継の行動計画

- いつ?
- 誰に?
- 何を?
- どのように?

■ 事業承継計画の策定に必要な作業

自社の現状分析

経営の見える化を通じて把握した事業の現状を整理する。

今後の予測

事業承継した後、事業の持続的な成長を実現するために今後の環境の変化を予測し、対応策を検討する。

方向性、 承継時期

現在の事業を継続していくのか、事業の転換を図っていくのかなど、自社の事業領域を明確にする。実現するための戦略についてもイメージを固め、事業承継の時期、方法を計画していく。

目標の設定

売上や利益、マーケットシェアといった具体的な指標ごとの中長期的な経営戦略について、目標を設定する。

課題の整理

後継者を中心とした経営体制へ移行する際の具体的課題を整理する。専門家への相談、資金調達といった要素を盛り込むことで、より現実的な計画が策定できる。

事業承継計画(記入例)

| 社名 | | 静岡株式会社 | | | | | 後継者 | | (親族内)・(親族外) | | | | |
|------|---|---|---|------|---------------------|-----|--------------|------|----------------------------|-----|-----|------|------|
| 基本方針 | ①中小太郎から、長男一郎への親族内承継 ②5年目に社長交代(代表権を一郎に譲り、太郎は会長へ就任し10年目には完全に引退) ③10年間のアドバイザーを弁護士と税理士に依頼 | | | | | | | | | | | | |
| | 項目 | | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
| 事業計画 | 売上高 | 8億円 | | | | | 9億円 | | | | | 12億円 | |
| | 経常利益 | 3千万円 | | | | | 3千5百万円 | | | | | 5千万円 | |
| 会社 | 定款 ・ 株式 ・ その他 | | 相続人 に対する 売渡請求 の導入 | | | | | | 親族保有 株式を 配当優先 株式化 | | | | |
| 現経営者 | 年齢 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | |
| | 役職 | 社長 | | | | | 会長 | | 相談役 | | | 引退 | |
| | 関係者の理解 | 家族会議 | 社内へ 計画発表 | | 取引先・ 金融機関 に紹介 | | 役員の 刷新 | | | | | | |
| | 後継者教育 | 後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継 | | | | | | | | | | | |
| | 個人財産の分配 | | | | | | 公正証書 遺言作成 | | | | | | |
| | 株式(%) | 70% | 65% | 60% | 55% | 50% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | |
| 後継者 | | | 毎年贈与(暦年課税制度) | | | | 事業承継 税制 | | | | | | |
| | 年齢 | 33歳 | 34歳 | 35歳 | 36歳 | 37歳 | | 38歳 | 39歳 | 40歳 | 41歳 | 42歳 | 43歳 |
| | 役職 | | 取締役 | | 専務 | | | 社長 | | | | | |
| | 後継者教育 | 社内 | 工場 | 営業部門 | 本社管理部門 | | | | | | | | |
| | | | 経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継 | | | | | | | | | | |
| | 株式(%) | 外部の 研修受講 | 経営 革新塾 | | | | | | | | | | |
| 補足 | | | 毎年贈与(暦年課税制度) | | | | 事業承継 税制 | 納税猶予 | | | | | |
| | | | ・5年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討。 ・遺留分に配慮して遺言書を作成(配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分)。 ・一郎以外の株主(次男・長女)の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。 | | | | | | | | | | |

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議した上で行ってください。

社外への引継ぎ(M&A等のマッチング)

1 社外への引継ぎ(M&A等)の目的

社外の第三者への譲渡による事業存続を目指す

後継者が親族内、あるいは社内の役員・従業員にいない場合は、社外の第三者への引継ぎ(M&A等)による事業存続の道があります。これまでM&Aに対しては、かつては「身売り」、「マネーゲーム」といったマイナスイメージがありましたが、近年では、M&Aによる事業の維持、譲受け先の事業との融合による飛躍などプラス面が注目され、事業承継の一つの在り方として認知されています。

2 M&Aの準備

企業価値を高めて有利な条件で譲渡する

M&Aで事業を引き継ぐための準備の一つに「磨き上げ」があります。磨き上げは、事業の競争力向上や内部統制の構築など、企業価値を高める取組のことです。企業価値を高めることで、より良い譲受け先が見つかる可能性や、譲渡価格が上がる可能性が高まります。

3 M&Aの代表的な手法

株式譲渡と事業譲渡によるM&Aが一般的

中小企業のM&Aは、株式譲渡(自社株式を他の会社や個人に譲渡)と事業譲渡(会社・個人事業主の事業を他の会社や個人事業主に譲渡)のいずれかで行われることが一般的です。

静岡県事業承継・引継ぎ支援センターに相談しましょう

静岡県事業承継・引継ぎ支援センターまたはお近くの商工会議所、商工会およびお取引金融機関へ

静岡県事業承継・引継ぎ支援センター

(経済産業省 関東経済産業局 委託事業)

静岡県静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル7F

TEL : 054-275-1881

FAX : 054-253-5508

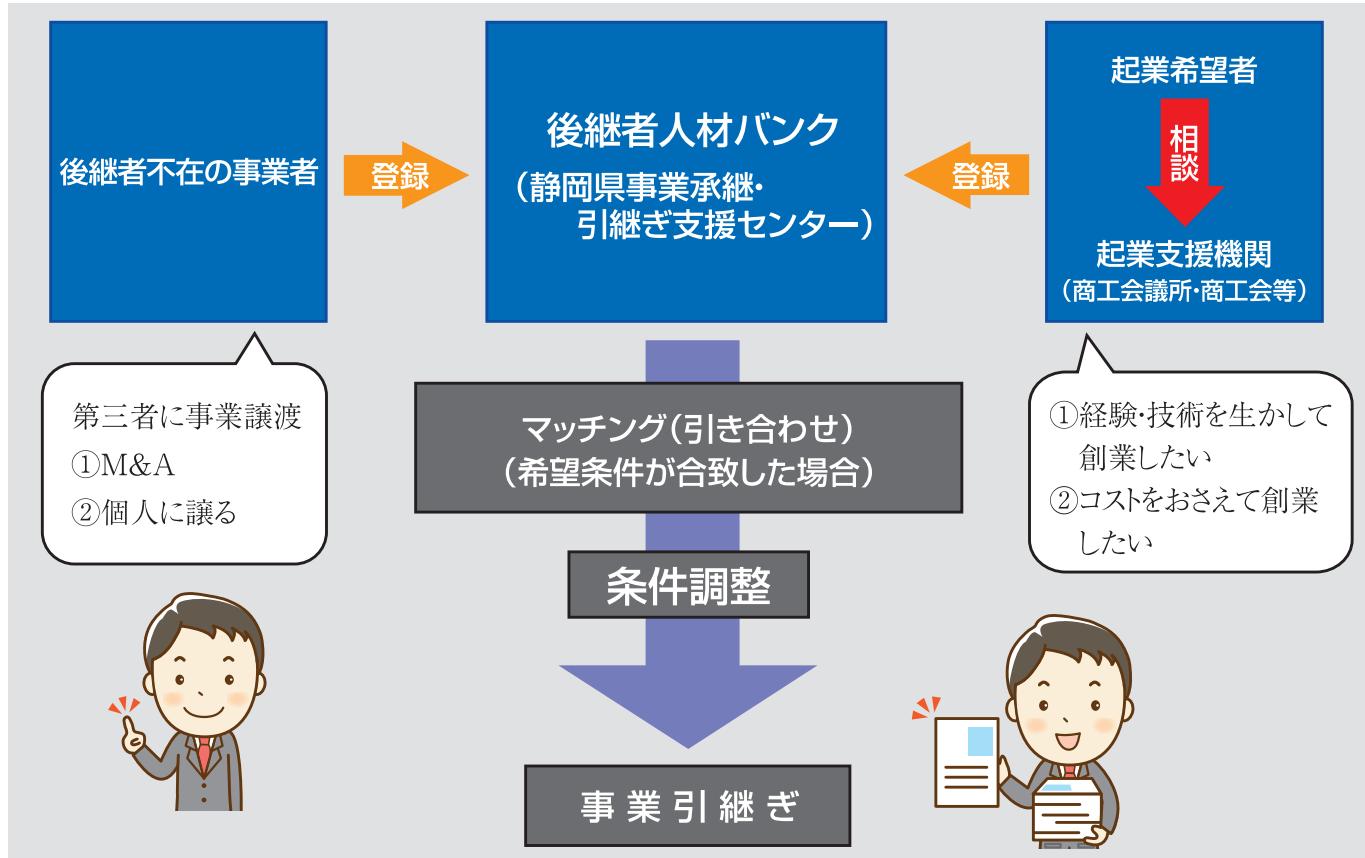
URL: <https://www.shizuoka-jigyoshoukei.jp>



後継者不在の会社や事業を存続させたい個人事業主の方へ

静岡県後継者人材バンク

- ・静岡県後継者人材バンク(以下、後継者バンク)は、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターが運営する事業で、後継者不在の企業や個人事業主の後継者作りを支援するものです。
- ・後継者バンクに登録した「創業を目指す起業家」と「後継者不在の事業主」とを引き合わせ、起業希望者が後継者として当該事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



メリット

| 後継者不在の事業者 | 起業希望者 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・事業を絶やすことなく、次世代に承継できる・従業員の雇用を維持できる・取引先や地域の期待に応えることができる | <ul style="list-style-type: none">・起業リスクを低く抑えることができる・知名度、経営ノウハウや既存顧客を承継できる・前経営者のサポートを受けながら起業ができる |

ステップ 5

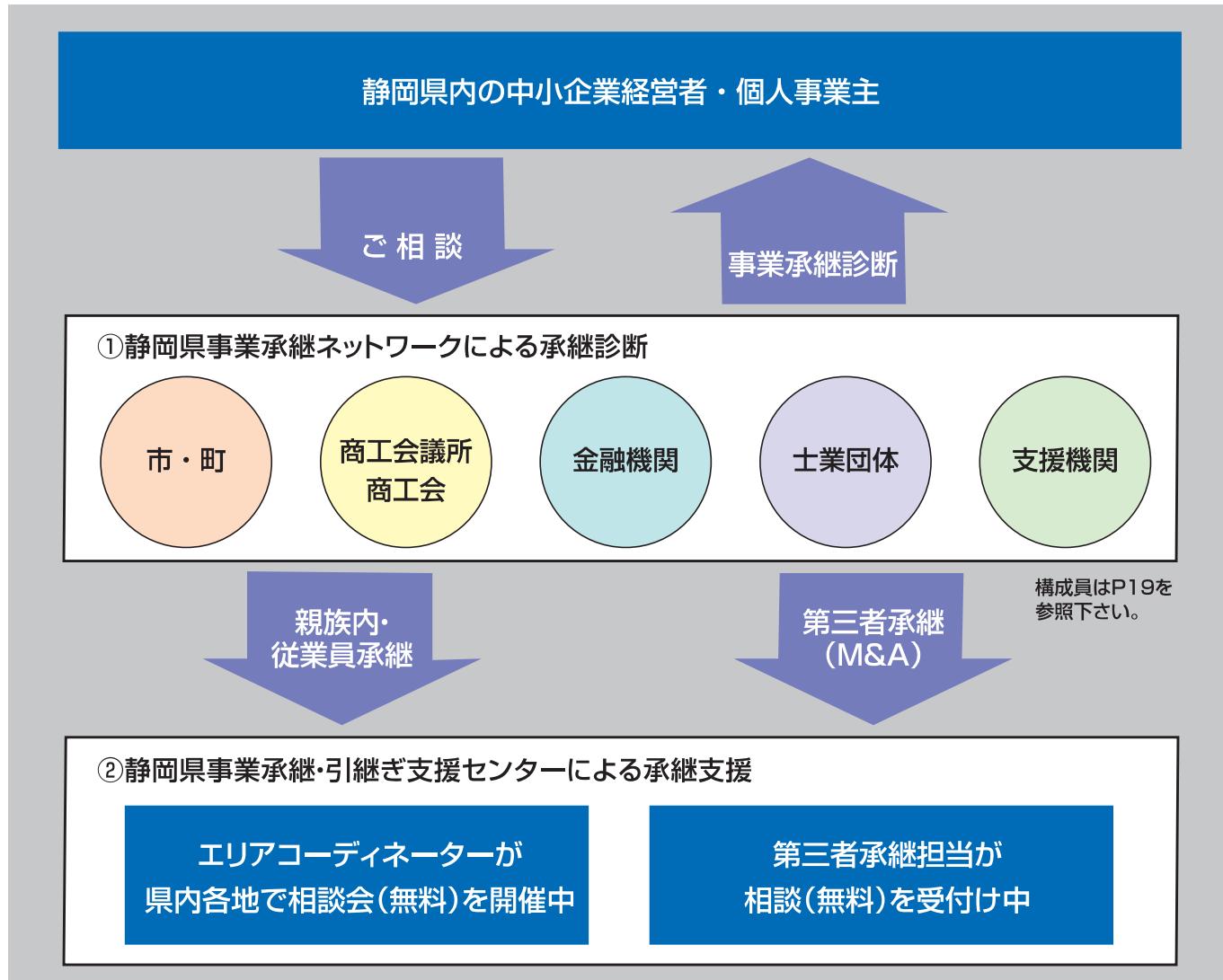
事業承継・M&A等の実行

経営の「見える化」、会社の「磨き上げ」の過程で明らかになった経営上の課題を解消しながら、後継者と二人三脚で策定した事業承継計画、あるいは希望に適った相手とのマッチング条件に沿って、資産の移転、経営権の移譲を進めていきます。早めに専門家に相談することが大事です。



(2) 静岡県事業承継ネットワークによる支援活動

中小企業や個人事業の円滑な事業承継を促進するため、県内の行政機関や商工団体、金融機関が連携して最適なサポートを行っています。



- ① 中小企業経営者や個人事業主に事業承継の計画的かつ早期の取組みを促すため、「事業承継診断」を実施し、事業承継のニーズを掘り起します。
- ② お近くの商工会議所、商工会でエリアコーディネーターの個別相談会(無料)を開催しています。また、第三者承継担当がM&Aの相談もサポートしています。

静岡県事業承継・引継ぎ支援センターのHPからお近くの会場・相談日を確認できます。

URL:<https://www.shizuoka-jigyoshoukei.jp/flows/schedule.html>



お問合せ先

最寄りの商工会議所、商工会、金融機関へお問合せください。(商工会議所・商工会の電話番号はP19をご覧ください)
※静岡県事業承継ネットワークでは、静岡県内事業者の事業承継をサポートするため皆さまの事業承継の現状や課題等をお聞きする「事業承継診断」を実施しています。各支援機関の職員が様々な機会で事業承継についてご質問させていただくことがありますのでご協力を宜しくお願ひいたします。

3. 中小企業の事業承継をサポートする制度 ▶▶▶▶▶

(1) 経営承継円滑化法

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、経営承継円滑化法)」に基づき、税制上の特別措置や事業承継に必要な資金の融資を受けることができます。

①事業承継税制

◇自社株式の相続・贈与に係る税負担が猶予または免除されます。



②遺留分に関する民法の特例

◇自社株式が遺留分の算定基礎財産から除外されます。

③経営承継円滑化法による金融支援

◇株式会社日本政策金融公庫等の融資… 後継者個人が株式取得資金などの融資を受けることができます。

◇信用保証協会の保証枠の別枠整備… 事業承継にかかる資金は通常の保証枠と別枠で信用保証を利用することができます。

④所在不明株主に関する会社法の特例

◇所要の手続きを経ることを前提に、所在不明株主に関する会社法の特例の適用を受けることができます。

内 容

①事業承継税制

都道府県知事による経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の後継者が対象です。雇用確保を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予・免除されます。平成30年度の税制改正により、対象株式数の上限の撤廃や売却・廃業時の減免制度等要件・効果を抜本的に拡充する特例が設けられました。(16頁をご参照ください。)

問い合わせ先 静岡県経済産業部 経営支援課 TEL 054-221-2807

②遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者(親族外も対象)が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続き(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、

- ① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)、又は
- ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)(※)をすることができます(両方を組み合わせることも可能です)。

(※)会社の自社株式の場合のみ利用可能。なお、固定する合意時の時価は、合意の時における相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。

問い合わせ先 中小企業庁財務課 TEL 03-3501-5803

③経営承継円滑化法による金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ(自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金、経営者保証が不要な借入に借り換える資金)や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、都道府県知事の認定を受けることを前提として、以下を利用することができます。

1. 信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大
2. 日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け

問い合わせ先 静岡県信用保証協会(担当窓口:保証第一課・第二課)

本店営業部(中部地区) TEL. 054-252-2121

浜松支店(西部地区) TEL. 053-458-1212

沼津支店(東部地区) TEL. 055-926-0100

日本政策金融公庫各支店

④所在不明株主に関する会社法の特例

会社法上、所在不明株主の保有株式の競売又は売却(自社による買取りを含みます。)の手続に5年以上の通知不到達・配当不受領を要するところ、都道府県知事の認定を受けることと一定の手続保障(特例措置によることを明示した公告・個別催告)を前提に、この「5年」を「1年」に短縮する特例が設けられました。

問い合わせ先 静岡県経済産業部 経営支援課 TEL 054-221-2807

事業承継税制(法人)

平成30年度税制改正では、非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予(事業承継税制)について、これまでの措置(以下「一般措置」といいます。)に加え10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等がされた特例措置(以下「特例措置」といいます。)が創設されました。

特例措置と一般措置の比較

| | 特例措置 | 一般措置 |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| 事前の計画策定等 | 特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2026年3月31日まで) | 不要 |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで) | なし |
| 対象株数 | 全株式 | 総株式数の最大3分の2まで |
| 納税猶予割合 | 100% | 贈与:100% 相続:80% |
| 承継パターン | 複数の株主から最大3人の後継者 | 複数の株主から1人の後継者 |
| 雇用確保要件 | 弾力化 | 承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要 |
| 事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除 | あり | なし |
| 相続時精算課税の適用 | 60歳以上の者から18歳以上の者への贈与 | 60歳以上の者から18歳以上の 推定相続人・孫への贈与 |

事業承継税制(個人事業)

平成31年度税制改正で、個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、新しい制度が創設されました。

①後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

納税額の全額(100%)が納税猶予されます。

② 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

事業用小規模宅地の特例との選択適用です。

③ 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

④ 10年間の时限措置です。

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。



待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

制度を活用するためには、経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

まずは特例承継計画を提出し、計画的に承継を行いましょう！

(注)法人(非上場株式等)…2018年4月1日から2026年3月31日/個人事業…2019年4月1日から2026年3月31日

提出先 静岡県経済産業部経営支援課 TEL 054-221-2807

(2) ガバナンス体制整備支援

従来実施していた静岡県事業承継・引継ぎ支援センターによる「経営者保証解除支援」は、静岡県中小企業活性化協議会の「ガバナンス体制設備支援」へ移行しました。

- 事業承継時において、「経営者保証ガイドライン」に基づき一定の要件を満たす場合、経営者保証コーディネーターによる経営者保証解除の支援を実施してきました。
- この「経営者保証解除支援」は2022年度をもって終了し、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制整備支援」に移行しました。

中小企業活性化協議会によるガバナンス体制整備支援（2023年度から）



ガバナンス体制の整備・収益力改善の支援により、中小企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上の実現を目指す（経営の透明性確保・法人個人の分離・財務基盤の強化 等）



経営者保証に依存しない企業体质づくりのお手伝い

☆ 2023年4月以降に事業承継特別保証等で保証料率減免を希望される場合は、まず①中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の確認を受けた後、②事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継計画の確認を受けることが必要となります。

〈静岡県中小企業活性化協議会 TEL 054-253-5118〉



4. Q & A



Q.1

社内(役員・幹部・社員)、取引先に対して、後継者をどのように認知させたらよいですか?

A.1

関係者に理解を得るために最も重要なことは、社内外の事業環境をふまえ、さまざまなステークホルダー(利害関係者)の立場を考慮して進めることです。

ステークホルダーが後継者に求める条件はどのようなものでしょうか。経営推進に関連した能力や知識(マーケティング戦略、営業戦略、商品開発、財務管理、経営企画など)等、社内外が認める「光るもの」を持っていることや、リーダーシップの発揮やコミュニケーション能力、意思決定能力などがあげられます。

後継者を認知させるタイミングは、後継者がこのような条件をある程度満たすようになった時が理想的です。

Q.2

後継者候補がおりません。どうすればよいですか? 社外から後継者を招聘する場合、どのような点に注意すればよいですか?

A.2

後継者が親族内にいない場合には、親族外で探すことになります。金融機関、取引先あるいは商工団体等で相談に乗ってもらうことも可能ですが、優先順位をつけて探し、更に後継者としての資質を判断することが重要です。

それでも後継者が見つからない場合には、M&Aにより外部に経営を委ねることも近年増加しています。売却可能な会社にするためには日ごろから会社の磨き上げに注力し、業績の改善はもとより貸借対照表のスリム化を図り公私の区分が曖昧なものは整理しておくことが大事です

会社売却後も譲り受け企業との融和が大切であり、経営面でのサポートにより発展に協力することが望ましいといえます。

Q.3

親族外承継の場合、個人(債務)保証・担保の処理はどうすればよいですか?

A.3

親族以外の役員や従業員は、先代経営者の個人資産を相続する立場にないため、多くの場合、金融機関に対して負担する保証債務に見合うだけの財産はなく、担保差し入れもできない状況です。加えて、多額の保証債務を負担することが精神的にも大きな負担となっています。

そのため、経営者は以下の点に注力しておく必要があります。

- ①計画的に債務を圧縮しておくこと
- ②「ガバナンス体制整備支援」をもとに、後継者の債務保証軽減を金融機関と粘り強く交渉しておくこと
- ③個人保証、担保の問題が完全に処理しきれない場合には、負担に見合った報酬を後継者に確保することや、経営者個人の担保資産を会社が買い取ることも一案です。

その他、事業承継に関する疑問などございましたら、お気軽にお近くの商工会議所、商工会、金融機関にご相談ください。

静岡県事業承継ネットワーク構成機関

商工会議所

| 構成機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|---------------------------|--------------|
| 静岡県商工会議所連合会 | 静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内 | 054-252-8161 |
| 静岡商工会議所 | 静岡市葵区黒金町20-8 | 054-253-5111 |
| 浜松商工会議所 | 浜松市中央区東伊場2-7-1 | 053-452-1111 |
| 磐田商工会議所 | 磐田市中泉281-1 | 0538-32-2261 |
| 袋井商工会議所 | 袋井市高尾1129-1 袋井新産業会館キラット2階 | 0538-42-6151 |
| 掛川商工会議所 | 掛川市掛川551-2 | 0537-22-5151 |
| 島田商工会議所 | 島田市日之出町4-1 | 0547-37-7155 |
| 藤枝商工会議所 | 藤枝市藤枝4-7-16 | 054-641-2000 |
| 焼津商工会議所 | 焼津市焼津4-15-24 | 054-628-6251 |
| 富士商工会議所 | 富士市瓜島町82 | 0545-52-0995 |
| 富士宮商工会議所 | 富士宮市豊町18-5 | 0544-26-3101 |
| 沼津商工会議所 | 沼津市米山町6-5 | 055-921-1000 |
| 三島商工会議所 | 三島市一番町2-29 | 055-975-4441 |
| 熱海商工会議所 | 熱海市渚町8-2 | 0557-81-9251 |
| 伊東商工会議所 | 伊東市銀座元町6-11 | 0557-37-2500 |
| 下田商工会議所 | 下田市2-12-17 | 0558-22-1181 |

商工会

| 構成機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|-------------------------|--------------|
| 静岡県商工会連合会 | 静岡市葵区追手町441 静岡県産業経済会館6階 | 054-255-8080 |
| 河津町商工会 | 賀茂郡河津町浜159-1 | 0558-34-0821 |
| 東伊豆町商工会 | 賀茂郡東伊豆町稻取383-5 | 0557-95-2167 |
| 南伊豆町商工会 | 賀茂郡南伊豆町下賀茂323-1 | 0558-62-0675 |
| 松崎町商工会 | 賀茂郡松崎町江奈231-2 | 0558-42-0470 |
| 西伊豆町商工会 | 賀茂郡西伊豆町仁科423-1 | 0558-52-0270 |
| 伊豆市商工会 | 伊豆市修善寺838-1 | 0558-72-8511 |
| 伊豆の国市商工会 | 伊豆の国市四日町290 | 055-949-3090 |
| 函南町商工会 | 田方郡函南町仁田68-2 | 055-978-3995 |
| 小山町商工会 | 駿東郡小山町小山96-2 | 0550-76-1100 |
| 御殿場市商工会 | 御殿場市萩原515 | 0550-83-8822 |
| 裾野市商工会 | 裾野市深良451 | 055-992-0057 |
| 長泉町商工会 | 駿東郡長泉町下土狩973-38 | 055-986-0685 |
| 清水町商工会 | 駿東郡清水町卸団地132 | 055-975-6987 |
| 沼津市商工会 | 沼津市原1200-1 | 055-966-1331 |
| 芝川商工会 | 富士宮市長貫1131-6 | 0544-65-0273 |
| 富士市商工会 | 富士市鷹岡本町6-3 | 0545-71-2358 |
| 静岡市清水商工会 | 静岡市清水区興津中町1904 | 054-369-0431 |
| 岡部町商工会 | 藤枝市岡部町岡部6-1 | 054-667-0244 |
| 大井川商工会 | 焼津市宗高900 | 054-622-0393 |
| 吉田町商工会 | 榛原郡吉田町片岡1669-1 | 0548-32-3366 |
| 牧之原市商工会 | 牧之原市波津691-2 | 0548-52-0640 |
| 島田市商工会 | 島田市金谷本町2014-2 | 0547-45-4611 |
| 川根本町商工会 | 榛原郡川根本町上長尾773-1 | 0547-56-0231 |
| 菊川市商工会 | 菊川市加茂2156 | 0537-36-2241 |
| 御前崎市商工会 | 御前崎市池新田5484-1 | 0537-86-2146 |
| 掛川みなみ商工会 | 掛川市大坂2882 掛川市産業交流プラザ | 0537-72-2701 |
| 森町商工会 | 周智郡森町森20-9 | 0538-85-3126 |
| 浅羽町商工会 | 袋井市浅名979-1 | 0538-23-2440 |
| 磐田市商工会 | 磐田市弥藤太島515-1 | 0538-36-9600 |
| 天竜商工会 | 浜松市天竜区二俣町二俣425-5 | 053-925-5151 |
| 浜北商工会 | 浜松市浜名区貴布祢289-10 | 053-586-2171 |
| 奥浜名湖南商工会 | 浜松市浜名区細江町気賀595-1 | 053-527-2600 |
| 浜名商工会 | 浜松市中央区雄踏町宇布見4859-15 | 053-592-3111 |
| 新居町商工会 | 湖西市新居町新居3380-8 | 053-594-0634 |
| 湖西市商工会 | 湖西市鷺津332-8 | 053-576-0637 |

商工会議所、商工会以外

| | 構成機関名 |
|------|-------------------------|
| 公的機関 | 財務省 東海財務局 静岡財務事務所 |
| | 日本銀行静岡支店 |
| | 静岡労働局 |
| 行政機関 | 静岡県 |
| | 県内すべての市・町 |
| | (公財)静岡県産業振興財團 |
| | (公財)静岡県生活衛生営業指導センター |
| | (独)中小企業基盤整備機構 関東本部 |
| 金融機関 | (株)静岡銀行 |
| | スルガ銀行(株) |
| | (株)清水銀行 |
| | (株)静岡中央銀行 |
| | しづおか焼津信用金庫 |
| | 静清信用金庫 |
| | 浜松いわた信用金庫 |
| | 沼津信用金庫 |
| | 三島信用金庫 |
| | 富士宮信用金庫 |
| 土業団体 | 島田掛川信用金庫 |
| | 富士信用金庫 |
| | 遠州信用金庫 |
| | 静岡県信用農業協同組合連合会 |
| | 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 |
| | (株)日本政策金融公庫静岡支店 |
| 支援機関 | (株)商工組合中央金庫静岡支店 |
| | 静岡県弁護士会 |
| | 日本公認会計士協会東海会 静岡県会 |
| | 東海税理士会静岡県支部連合会 |
| | 静岡県司法書士会 |
| | 静岡県行政書士会 |
| その他 | 静岡県中小企業診断士協会 |
| | 静岡県中小企業団体中央会 |
| | 静岡県法人会連合会 |
| | 静岡県青色申告会連合会 |
| | 静岡県信用保証協会 |
| | 東京中小企業投資育成(株) |
| | 静岡県よろず支援拠点 |
| | 静岡県中小企業活性化協議会 |
| | 静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点 |
| | 東京海上日動火災保険(株)静岡支店 |
| | アクサ生命保険(株)静岡支社 |
| | (株)静岡新聞社 |
| | 静岡放送(株) |
| | 静岡県女性経営者団体A·NE·GO |
| | (株)M&Aナビ |
| | NPO法人 オールしづおかベストコミュニティ |
| NPO等 | 東京海上日動あんしん生命保険(株)静岡生保支社 |
| | トヨタモビリティパーツ(株)静岡支社 |
| | SOMPOひまわり生命保険(株)浜松支社 |
| | 静岡県中小企業家同友会 |

(2024年1月末現在)

参考文献

- ◆国税庁Webサイト
- ◆中小企業庁
 - ・経営者のための事業承継マニュアル
 - ・事業承継ガイドライン
 - ・会社を未来につなげる 10年先の会社を考えよう
 - ・経営者保証に関するガイドライン
- ◆中小企業基盤整備機構
 - ・令和元年版事業承継支援マニュアル
- ◆福岡県事業承継支援ネットワーク事務局
 - ・事業承継ハンドブック

事業を、つなぐ。 事業承継ハンドブック

**静岡県事業承継・引継ぎ支援センター
静岡県事業承継ネットワーク事務局**
(静岡商工会議所)

静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル 7F
【TEL】054-275-1881 【FAX】054-253-5508
【URL】<https://www.shizuoka-jigyoshoukei.jp>
